

埼玉県入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置要綱

制定 平成17年10月1日

(目的)

第1条 埼玉県入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、入間東地区の住民の福祉の向上又は交通空白地域の解消を図り、公共の福祉の増進を図るため、公共交通空白地又は福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 別表に掲げる市町長が指名する職員各1名
- (2) 入間東地区を営業区域に含むバス、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体より3名
- (3) 入間東地区に現在する住民又は自家用有償旅客運送の利用が想定される者より各市町ごとに1名
- (4) 関東運輸局長若しくは埼玉運輸支局長又はその指名する職員1名
- (5) 関係する地方公共団体の長又はその指名する職員2名
- (6) 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体より1名
- (7) 入間東地区において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者より各市町ごとに1名
- (8) 学識経験者その他協議会を主催する地方公共団体が必要と認める者1名

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任は妨げないものとする。

2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、事務局の市町職員から選出し、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長は、副会長として2名以内の者を指名し、会長に事故あるときはその役職を代理する。

4 協議会の議決の方法は、委員の合議で決するが、協議が整わないときは、過半数で可決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会の構成員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。

6 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

7 協議会の事務局は、別表の市町が建制順に担当し、福祉有償運送担当課が庶務を処理するものとし、任期は1年とする。

8 有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するため、別表の市町の福祉有償運送担当課は、連絡・通報窓口を定めるものとする。

(経費の支弁)

第6条 協議会の報償、会議等に要する費用は、構成市町が負担する。

2 前項の規定による負担すべき額は、構成市町において決定する。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(出納及び出納員)

第7条 協議会の出納は、会長が行う。

2 会長は、事務局のうちから出納員を命ずることができる。

3 出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を行う。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員(幹事会の委員)は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 協議会において協議が調った場合には、申請者は速やかに埼玉県等へ申請を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮り定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年7月6日から施行する。

別 表

埼玉県入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会構成市町

1	川越市	所沢市	
2	狭山市	入間市	
3	朝霞市	志木市	
4	和光市	新座市	
5	富士見市	ふじみ野市	三芳町